

釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会運営要綱

(目的)

第1条 釧路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る「釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」（以下「委員会」という。）の適正な運営に資することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、保健・医療・福祉関係者、市民団体、学識経験者、公募市民の各分野により構成する。

(組織)

第3条 委員長は、副委員長のなかから、委員長職務代理として、1名を指名することができる。

(決議)

第4条 会議の決議については、次のとおりとする。

- (1) 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (2) 議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部介護高齢課において行う。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。